

判決年月日	平成24年2月15日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年(行ケ)10309~311号		
たばこ等及びマッチを指定商品とする商標の登録出願について、たばこ等の取引者及び需要者は、取引に当たり商標の細部の差異についても十分な注意を払うものであって、出願に係る商標と引用商標とでは、その出所の識別に当たって誤認混同を生じるおそれはないとしても、マッチについては、そのような取引の実情が認められない以上、両者は類似の商標であるとして、拒絶査定不服審判請求に対する不成立審決を維持した事例			

(関連条文) 商標法4条1項11号

1 脱退原告は、たばこ及びその関係商品（喫煙用具等。併せて「たばこ等」という。）並びにマッチを指定商品として3件の商標登録（1件は、「B L（図案）C K」というものであり、その余の2件は、当該部分の下段に「M E N T H O L」又は「O N E」との部分付加したもの）を出願し、拒絶査定を受けたので、これに対する不服の審判を請求したが、特許庁は、出願に係る商標（本願商標）からは「ビイエルシイケイ」という称呼が生じ、かつ、特定の観念も生じない一方、やはりたばこ等及びマッチを指定商品とする引用商標（「B 1（図案）c k」というもの）からも同じ称呼が生じ、かつ、特定の観念が生じないから、両者が商標法4条1項11号にいう類似する商標に該当すると判断して、不成立審決をした。そこで、脱退原告は、その認定判断を争って本件各審決の取消を求める訴訟を提起したが、本件各訴訟の係属中に、本件各商標について商標を受ける権利をいずれも関連会社に譲渡して訴訟から脱退したため（民訴法48条）、その後は、当該関連会社が承継参加人として訴訟活動を遂行した。

2 本件判決は、本願商標のうち、「B L（図案）C K」の下段に「M E N T H O L」又は「O N E」との部分付加したものは、結合商標であるが、これらのうち付加された部分からは出所識別標章としての称呼又は観念が、必ずしも生じないとした。

次に、本件判決は、本願商標及び引用商標の「B L（図案）C K」又は「B 1（図案）c k」の部分の各図案がいずれも欧文字の「A」を想起させるものであるとした上で、そこから「ブラック」との称呼が生じ得るほか、併せて、「黒、黒色」との観念を生じ得るとして、本件審決による称呼及び観念に関する前記の認定を不自然なものとして斥けつつも、両者の称呼と観念とが共通する旨を判示した。

本件判決は、その上で、本願商標及び引用商標が指定商品とするたばこ等及びマッチの取引の実情についてもすすんで詳細な検討を行った。そして、たばこ等の取引者及び需要者（いずれもある程度限定されている。）は、たばこ等の各銘柄の微妙な差

異ないし特色を消費（喫煙）ひいては商品の選択に当たって重要な意味を持つものとして認識しており、取引に当たり商標の細部の差異についても十分な注意を払うものであるところ、本願商標と引用商標とでは、称呼及び觀念が共通しているとはいえ、両者が外観を著しくことにしていることや、「B L（図案）C K」又は「B 1（図案）c k」の部分の各図案がいずれも我が国における取引者及び需要者に周知著名な特定のブランドに属する銘柄のたばこ等を想起させるものであることといった取引の実情を認定し、これらの取引の実情によれば、たばこ等の取引者及び需要者は、その出所の識別に当たって誤認混同を生じるおそれがないと判断した。

他方、マッチについてみると、その取引者及び需要者は、たばこ等の取引者及び需要者よりもあるかに広汎であり、各銘柄の異ないし特色が消費ひいては商品の選択に当たって重要な意味を持つものとして認識されているなどの取引の実情も認められないと判断した。

3 以上の次第で、本件判決は、本願商標と引用商標とは、「マッチ」という指定商品に関する限り、類似する商標であるから、結局、本願商標が商標登録されないこととなり、本件審決の判断（審判請求不成立）も結論において誤りとはいえないものと判断した。